

追 加 議 案（令和 8 年 6 月 1 2 日提出）

議 案 番 号	件	名
議 第 6 9 号	令和 8 年度	人吉市一般会計補正予算（第 2 号）
議 第 7 0 号	損害の賠償について	

議第 7 0 号

損害の賠償について

市は、令和 5 年度七地地区農地復旧工事に関する工事費未払に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和 5 年度七地地区農地復旧工事に関する工事請負契約を相手方と締結し、工事は令和 7 年 3 月 1 3 日に竣工している。しかしながら、本市における不適正な事務処理により所要の予算措置を欠いたまま工事を進行させた結果、工事代金の一部を支払ったものの、未払の工事代金が残存する事態を生じさせた。相手方から本市に対し未払工事代金の支払を請求されていることから、本市の事務処理上の瑕疵に起因する損害について、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

8, 7 2 5, 9 0 9 円（遅延損害金を含む。）

3 賠償（和解）の相手方

人吉市下薩摩瀬町 6 4 8 番地 4

山一工務店株式会社

代表取締役 山口 義之

4 和解事項

紛争を将来に残さないため、当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要である。